

おくやみハンドブック

尾張旭市



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

尾張旭市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

ご不明点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。

亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで該当する手続きの詳細、必要な持ち物や担当課が確認できます。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



手続きの流れ

尾張旭市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

各種手続きチェックリストで必要な手続きを確認ください。「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続き把握できます。ぜひご活用ください。



STEP 2

持ち物の確認

各種手続きページから「持ち物」をご確認ください。



STEP 3

ご来庁

必要なものをご持参の上、市役所へお越しく下さい。

市役所開庁時間 土曜日・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く
平日 午前9時～午後5時
(令和8年10月1日以降は
午前9時～午後4時)

または

おくやみ手続支援

手続きの漏れが不安な方のために、おくやみ手続支援を行っています。

ご利用には事前予約が必要です。予約方法等詳細は3ページをご参照ください。



おくやみ手続支援のご利用案内

尾張旭市では、ご遺族が市役所で手続きする不安や負担を少しでも減らせるよう、「おくやみ手続支援」を行っています。

市役所が手続きに必要な書類を一括作成し、ご遺族の方は当日書類を受け取り、各課で手続きをしていただけます。

ご利用には、予約が必要です。インターネット又は電話でご予約ください。

対象者 尾張旭市に住民登録があった方のご遺族

予約枠（実施日）

閉庁日を除く、毎週火・木曜日 午前9時・午前10時・午後2時・午後3時（4枠）

予約方法

インターネット又は電話で。来庁希望日の3開庁日前までに予約してください。

①インターネットで予約する場合

市ホームページ内「おくやみ手続支援のご案内」ページから、予約フォームをご利用ください。

尾張旭市おくやみ手続

検索

スマートフォン、タブレット端末等からは、こちらから

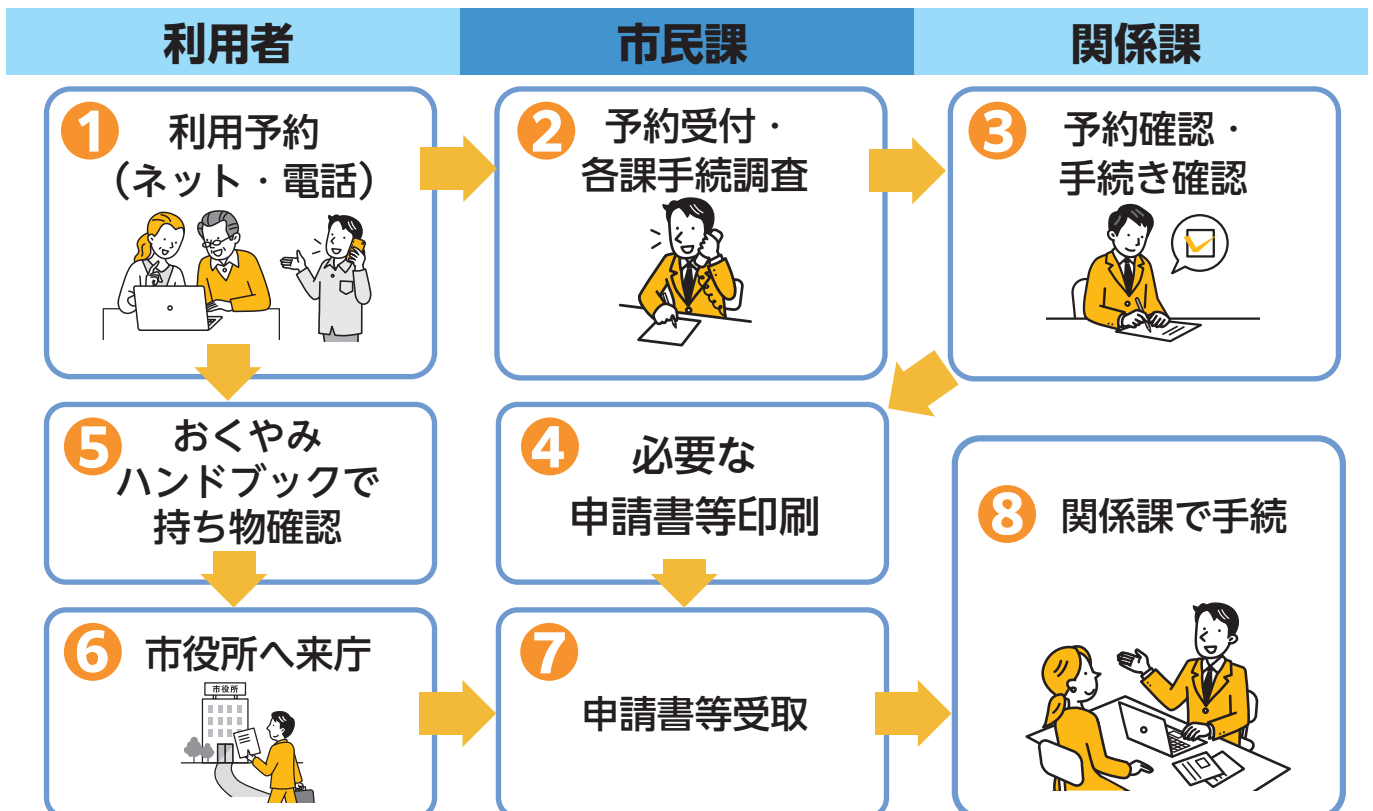


②電話で予約する場合

尾張旭市役所市民課 0561-76-8196（直通）

※市役所閉庁日を除く、午前9時～午後5時（令和8年10月1日以降は午前9時～午後4時）

利用イメージ



(注意) 手続きには、必要な持ち物をご確認のうえ、ご来庁ください。

おくやみ手続支援専用委任状

記入日 令和 年 月 日

※この用紙は、委任者本人がすべて自署してください。(代理人が記入する項目はありません)
消せないボールペンでご記入ください。

【委任者(頼む方)】

署名：_____

現住所：_____

生年月日： 年 月 日

日中の連絡先電話番号：_____

記載内容に不備があった場合、連絡させていただくことがあります。

【代理人(頼まれて窓口に来る方)】

氏名：_____

生年月日： 年 月 日

現住所：_____ 委任者と同じ住所

私は上記代理人に、下記の権限を委任します。

委任内容 ※委任事項の□に必ずレ点を付けてください。

(レ点がない場合、委任をされていない事項となりますのでご注意ください。)

尾張旭市役所のおくやみ手続支援に関する一切の事項 (下記事項について可能な手続きを全て委任する場合)

下記の手続きに関する事項 (全てを委任しない場合)

住民票の写しの請求・受領に関すること

・住民票(除票)の写し【 】通 対象者 世帯全員 世帯一部(氏名)

・記載項目 世帯主・続柄 本籍・筆頭者 住民票コード 個人番号(マイナンバー)

・外国人住民の方 国籍・地域 在留資格・在留期間等 在留カードの番号

※住民票コード・個人番号の記載が必要な場合は、代理人に交付できませんので、委任者宛に郵送します。

戸籍に関する証明書の請求・受領に関すること

本籍：尾張旭市 筆頭者：_____

・戸籍事項証明【 】通 謄本 抄本 除籍【 】通 謄本 抄本

・改製原戸籍【 】通 謄本 抄本 戸籍の附票【 】通 本籍・筆頭者を記載する

・()の相続のため、()の出生から死亡までの連続した尾張旭市が本籍の戸籍謄本

各【 】通

市税における以下3項目について

証明書等の交付請求及び受領に関すること

相続人代表者及び現所有者の指定に関すること

市税の口座振替に関すること

後期高齢者医療制度に関すること

葬祭費(申請・受領)の手続きに関すること

給付(申請・受領)の手続きに関すること

送付先変更手続きに関すること

保険料(申請・精算・受領)手続きに関すること

国民健康保険に関すること

相続人代表者の指定に関すること 資格異動(喪失・変更)手続きに関すること 葬祭費(申請・受領)の手続きに関すること

その他

国民年金の全ての手続きに関すること 旭平和墓園手続きに関すること 障害者手帳の返還に関すること

在宅重度障害者手当に関すること 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当に関すること

介護保険の手続きに関すること

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要な場合があります。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書等）**
- 国民健康保険資格確認書（お持ちの方）、後期高齢者医療資格確認書**
※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（お持ちの方）
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
- 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）**
- 死亡診断書の写し（後期高齢者医療制度に加入の方のみ）**
- 火葬許可証**
- 介護保険被保険者証**
※亡くなられた方の各種認定証等（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等）
- 医療費受給者証（後期高齢者、障害、精神障害、子ども、母子・父子家庭）**
- 福祉サービス受給者証・地域生活支援事業受給者証**
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**

本人確認書類について

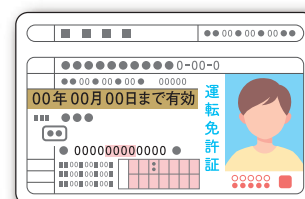
1点で本人確認できる書類

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳 等

2点で本人確認できる書類

資格確認書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証明書（発行後3か月以内）、年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券（氏名、生年月日等が印字されているもの） 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (46 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (51 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (52 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (51 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (52 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

尾張旭市で必要な手続きについては 11 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

尾張旭市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。約 60 種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。ぜひご利用ください。



質問に答える



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.11
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯に残った方で15歳以上の方が2人以上いるとき	P.12
	<input type="checkbox"/>	外国人の方	
年金	<input type="checkbox"/>	年金加入者又は受給者	P.13
医療・国保・後期	<input type="checkbox"/>	尾張旭市の国民健康保険に加入している	P.15
	<input type="checkbox"/>	尾張旭市の国民健康保険以外の保険に加入していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者福祉医療費受給者証を持っていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害者医療費受給者証を持っていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	精神障害者医療費受給者証を持っていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	要介護・要支援認定申請中であった	
	<input type="checkbox"/>	要介護認定を受けていた	
子育て	<input type="checkbox"/>	18歳以下の母子・父子家庭医療費助成の対象児童がいる	P.22
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費受給者証を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証を持っていた	P.25
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	福祉サービス・地域生活支援事業の支給を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.31
税金	<input type="checkbox"/>	資産がある	P.32
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	代表として固定資産を共有していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	個人住民税が課されていた	
	<input type="checkbox"/>	口座振替で税金を納付していた	P.34
その他	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.35
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイク・特定小型原付を持っていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を設置していた	P.38
	<input type="checkbox"/>	旭平和墓園に墓地を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	上下水道を利用していた	P.39
	<input type="checkbox"/>	農地を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	地域森林計画対象民有林を持っていた	P.40
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	
<input type="checkbox"/>	防火管理者をしていた	P.41	

チェックリスト

各種手続き

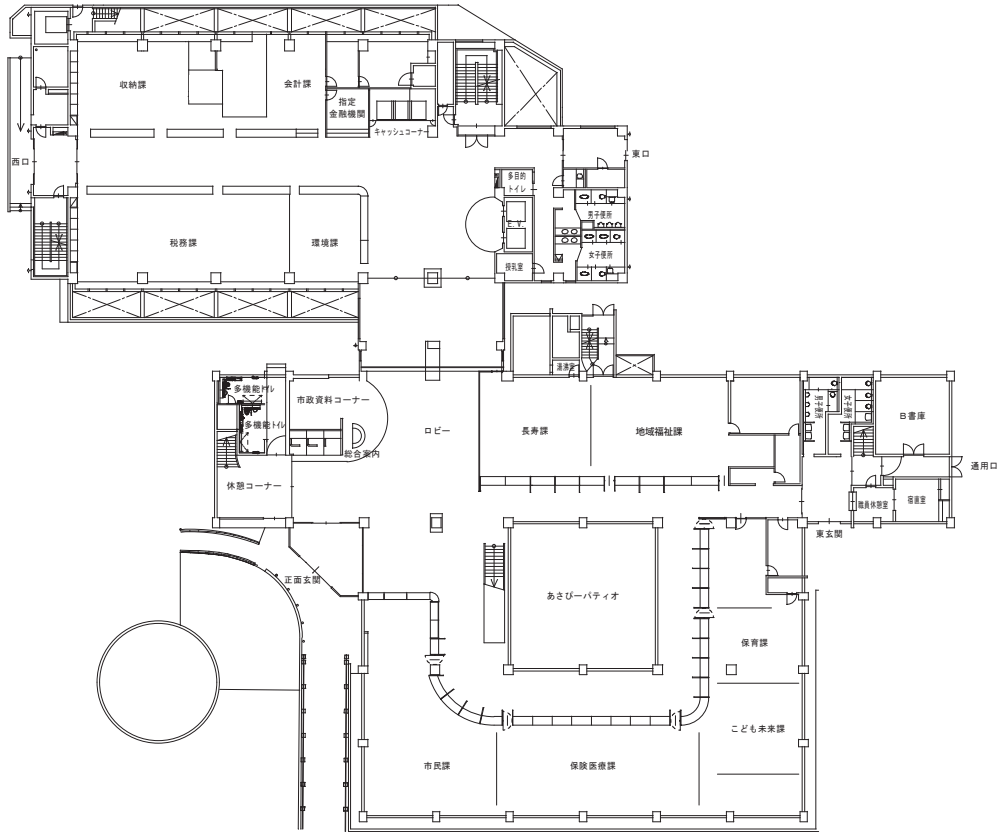
市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

市役所庁舎内マップ



1階平面図 S=1/400



2階平面図 S=1/400

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納又は破棄

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。不要になりましたら、返納又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0561-76-8130

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0561-76-8130

世帯に残った方で15歳以上の方が2人以上いるとき

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられた場合、通常は住民票の世帯主の次にお名前が記載されている方に世帯主を変更します。世帯員の中に世帯主となりうる方が複数いる場合で、他の方を世帯主にしたいときは、世帯主変更届を提出してください。 ※世帯主とは、主としてその世帯の生計を維持し、その世帯を代表する方のことです	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0561-76-8130

外国人の方

手続き 在留カード、特別永住者証明書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の在留カード、特別永住者証明書は死亡が分かる書面の写しを添付して、出入国在留管理局へお返してください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 死亡が分かる書面の写し	〈名古屋出入国在留管理局〉 ☎ 0570-052259 (代表) ※郵送での返却の場合は 下記送付先にお送りください。 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 〈東京出入国在留管理局 おだいば分室〉 ☎ 03-3599-1068

2. 年金に関する手続き

年金加入者又は受給者

手続き 年金の手続き

手続き詳細	期 限
市役所では国民年金の手続きのみ可能です。厚生年金については、【お近くの年金事務所】へご相談ください。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 【お近くの年金事務所】又は保険医療課へお問い合わせください。	【お近くの年金事務所】 瀬戸年金事務所 ☎ 0561-83-2412（代表） 保険医療課 ☎ 0561-76-8151
遺族のもの 【お近くの年金事務所】又は保険医療課へお問い合わせください。	

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療・国保・後期に関する手続き

尾張旭市の国民健康保険に加入している

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 資格確認書（お持ちの方） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書等） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（喪主）	保険医療課国保年金係 ☎ 0561-76-8151

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。 限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 資格確認書（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾病療養受療証（お持ちの方） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保険医療課国保年金係 ☎ 0561-76-8151

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 資格確認書（お持ちの方の世帯全員分）	保険医療課国保年金係 ☎ 0561-76-8151

尾張旭市の国民健康保険以外の保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料（葬祭費）の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料（葬祭費）が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 埋葬料（葬祭費）の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください	加入されている健康保険組合へお問い合わせください
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 埋葬料（葬祭費）の支給申請は、加入されている健康保険組合にご確認ください	

3. 医療・国保・後期に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療者証（お持ちの方）	保険医療課高齢者医療係 ☎ 0561-76-8153

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	保険医療課高齢者医療係 ☎ 0561-76-8153
遺族のもの <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	

手続き③ 後期高齢者医療高額療養費の支給申請等

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に、高額療養費等の支給に該当する場合は、振込先の変更が必要です。	診療月の翌月1日から2年間
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	保険医療課高齢者医療係 ☎ 0561-76-8153
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人の預貯金通帳	

後期高齢者福祉医療費受給者証を持っていた

手続き 後期高齢者福祉医療費受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、喪失の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者福祉医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

3. 医療・国保・後期に関する手続き

障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 障害者医療費受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、喪失の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害者医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

精神障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 精神障害者医療費受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、喪失の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿課 ☎ 0561-76-8144

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却又は破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	長寿課 ☎ 0561-76-8144

4. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿課 ☎ 0561-76-8144

要介護・要支援認定申請中であった

手続き 要介護認定等申請の取り下げの手続

手続き詳細	期 限
要介護認定等申請の取り下げの手続が必要な場合があります。	手続き可能な人 ご遺族
	問い合わせ先
必要なもの	長寿課 ☎ 0561-76-8144

要介護認定を受けていた

手続き 所得税法上の障害者控除の適用

手続き詳細	期 限
所得税法上の障害者控除の適用を受けられる場合があります。	手続き可能な人 ご遺族
	問い合わせ先
必要なもの	長寿課 ☎ 0561-76-8144

5. 子育てに関する手続き

18歳以下の母子・父子家庭医療費助成の対象児童がいる

手続き 母子・父子家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、母子・父子家庭になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末までの場合、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 資格確認書（申請者と子ども双方のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（（全部事項証明）申請者と子ども双方のもの） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

児童手当を受給していた

手続き ① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格が分かるもの	こども未来課 ☎ 0561-76-8149

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き② 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 0561-76-8149

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	こども未来課 ☎ 0561-76-8149

手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 0561-76-8149

母子・父子家庭医療費受給者証を持っていた

手続き 母子・父子家庭医療費受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、喪失の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

5. 子育てに関する手続き

子ども医療費受給者証を持っていた

手続き 子ども医療費受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、喪失の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	保険医療課福祉医療係 ☎ 0561-76-8152

MEMO

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
療育手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

6. 障がい福祉に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
精神障害者保健福祉手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

6. 障がい福祉に関する手続き

自立支援医療費受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた

手続き 自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療費受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療費受給者証	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

福祉サービス・地域生活支援事業の支給を受けていた

手続き 福祉サービス受給者証・地域生活支援事業受給者証の返却

手続き詳細	期 限
福祉サービス・地域生活支援事業の支給終了届の記入と受給者証の返却をしていただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

6. 障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の資格喪失・受給者変更等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

手続き② 特別児童扶養手当の資格喪失・金額改定等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者の児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
	地域福祉課 ☎ 0561-76-8142

7. 税金に関する手続き

資産がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	不動産を相続したことを知った日から3年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	名古屋法務局 春日井支局 ☎ 0568-81-3210
遺族のもの <input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	

固定資産を所有していた

手続き 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0561-76-8118

7. 税金に関する手続き

代表として固定資産を共有していた

手続き 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0561-76-8119

個人住民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に個人住民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	速やかに
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。	ご遺族
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。	
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0561-76-8117

口座振替で税金を納付していた

手続き 口座振替解約の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の口座から、口座振替により税金を納付していた場合、一般的には口座が凍結されて納付ができなくなるため、ご遺族の方にあらかじめ署名をいただくことで口座振替登録の廃止処理による納付方法の変更を行います。 詳細は収納課にお問い合わせください。	なし（お早めに）
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	収納課 ☎ 0561-76-8120

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他の手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数等によって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 普通自動車の名義変更に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください	中部運輸局 愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2048
遺族のもの <input type="checkbox"/> 普通自動車の名義変更に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください	※自動車税に関することは、 東尾張県税事務所 ☎ 0568-81-3139 にお問い合わせください。

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数等によって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 軽自動車の名義変更に関する持ち物は、軽自動車検査協会へご確認ください	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所 ☎ 050-3816-1773
遺族のもの <input type="checkbox"/> 軽自動車の名義変更に関する持ち物は、軽自動車検査協会へご確認ください	

原付バイク・特定小型原付を持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 遺族のもの <input type="checkbox"/> 窓口にお越しになる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0561-76-8119

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）の所有者が死亡したときは、相続人に名義を変更する必要があります。 相続人に名義を変更する手続きや持ち物は相続人の人数等によって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 軽二輪の廃車手続き等に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください 遺族のもの <input type="checkbox"/> 軽二輪の廃車手続き等に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください	中部運輸局 愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2048

8. その他の手続き

250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が死亡したときは、相続人に名義を変更する必要があります。 相続人に名義を変更する手続きや持ち物は相続人の人数等によって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 小型二輪の廃車手続き等に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください	中部運輸局 愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2048
遺族のもの <input type="checkbox"/> 小型二輪の廃車手続き等に関する持ち物は、中部運輸局へご確認ください	

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	税務課 ☎ 0561-76-8119
遺族のもの <input type="checkbox"/> 窓口にお越しになる方の本人確認書類	

緊急通報装置を設置していた

手続き 緊急通報装置の撤去申請

手続き詳細	期 限
緊急通報装置の撤去していただく手続きです。設置している限り使用料が発生しますので、滞りなくお手続きください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	長寿課 ☎ 0561-76-8143

旭平和墓園に墓地を持っていた

手続き 墓地の利用者の変更手続き

手続き詳細	期 限
旭平和墓園に墓地をお持ちの方が亡くなられた場合、墓地の利用者の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 旭平和墓園一般（合葬式）墓地使用許可証	環境課 ☎ 0561-76-8134
遺族のもの <input type="checkbox"/> 現在の使用者と新しく使用者になれる方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本・抄本等）	
<input type="checkbox"/> 新しく使用者になれる方の住所地が市外の場合、住民票（本籍地の記載があるもの）	

8. その他の手続き

上下水道を利用していた

手続き 上下水道の使用の中止や使用者の変更等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が上下水道の利用者の場合、上下水道の使用の中止や使用者の変更等の手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	経営政策課内 水道業務受託者 株式会社ファノバ ☎ 0561-76-8171

農地を持っていた

手続き 農地転用の届出

手続き詳細	期 限
農地の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更等が必要です。	権利取得を知った日から概ね10か月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 所有者名義を変更した登記事項証明書	公園農政課 ☎ 0561-76-8133

地域森林計画対象民有林を持っていた

手続き 森林の土地の所有者届出

手続き詳細	期 限
地域森林計画対象民有林の所有者が亡くなられた場合、所有者の変更が必要です。	当該地を所有した日（被相続人が死亡した日）から起算して90日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 所有者名義を変更した登記事項証明書	公園農政課 ☎ 0561-76-8133

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継の手続き、又は住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、以下の(1)~(3)のいずれかの手続きが必要です。手続きの詳細については、都市計画課へお問い合わせください。	承継は死亡から14日以内 明渡しは死亡後速やかに 異動は死亡から20日以内
(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方が引き続き市営住宅に入居する場合 入居承継申請※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合又は入居名義人が亡くなられ、同居している方が市営住宅を退去する場合 住宅を明け渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	都市計画課 ☎ 0561-76-8158

8. その他の手続き

防火管理者をしていた

手続き 防火管理者選任解任届出

手続き詳細	期 限
防火管理者が亡くなった場合、解任していただき新たに別の方を選任していただく手続きが必要になります。	防火管理者の有資格者は遅滞なく提出 無資格者は資格取得後遅滞なく提出
	手続き可能な人
	建物の関係者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 防火管理者選任解任届 <input type="checkbox"/> 防火管理講習の修了証	予防課 ☎ 0561-51-0352

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者の方がいる場合は、資格を喪失しますので、他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	尾張瀬戸税務署 ☎ 0561-82-4111
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

改葬・墓じまいは、ご家庭によって事情や進め方が異なります。ここでは、一般的な流れをご案内します。

1 親族間で話し合う

墓じまいや改葬先（新しい納骨先）等、親族間で話し合っておくとその後の手続きがスムーズです。

2 現在の墓地の管理者に墓じまいの意思を伝える

墓地によって、墓じまいにかかる手続きは異なります。現在の墓地の管理者に事前に確認をしておく、その後の手続きが円滑に進みます。

3 改葬先(新しい納骨先)を確保する

改葬先（新しい納骨先）の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書 等

4 改葬許可証を取得する

【事前準備】埋蔵・埋葬・収蔵（焼骨）証明書を取得する。

現在、遺骨が埋葬されている墓地の管理者から発行してもらいます。

↓

事前準備ができれば、必要書類をあわせて、現在の墓地がある市区町村に提出します。

▼必要書類

改葬許可申請書、受入証明書、埋蔵・埋葬・収蔵（焼骨）証明書

▼提出先（受取先）

現在の墓地がある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

5 遺骨を取り出す

必要に応じて閉眼供養（魂抜き）等を行い、遺骨を取り出します。

また、墓石の撤去・解体を行い、墓地を原状復帰します。

墓地によっては、墓石の撤去業者等を指定しているところもありますので、現在の墓地の管理者に事前に確認をしておく必要があります。

6 新しい納骨先に納骨する

改葬先（新しい納骨先）に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

環境課

☎ 0561-76-8134

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

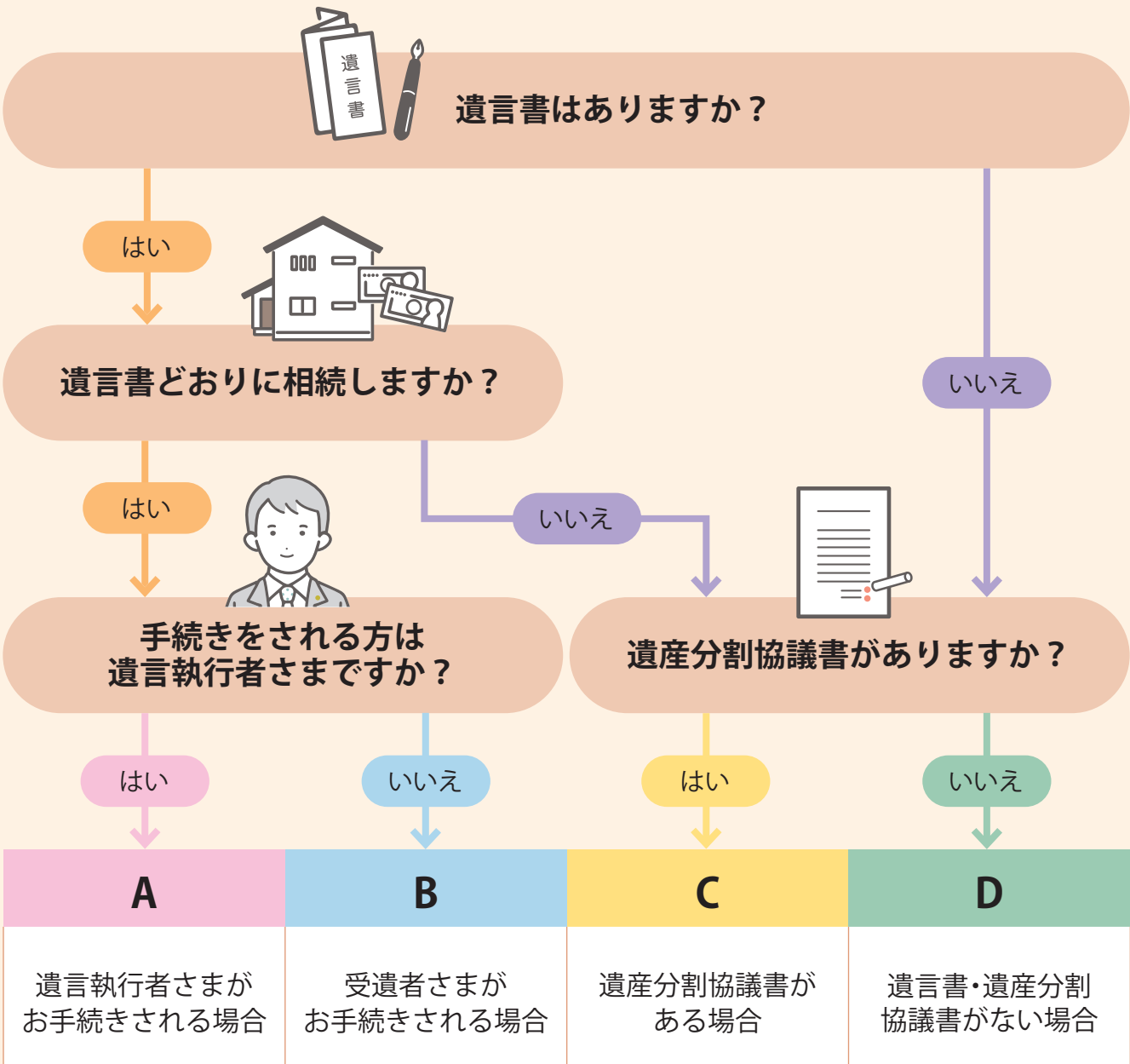
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	瀬戸警察署 ☎ 0561-82-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費(指定難病)受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	愛知県瀬戸保健所 ☎ 0561-82-2196
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 又は代理店
月極で駐車場等を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除等	契約していた各管理会社

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書又は、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。直系のご親族の方であれば、役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

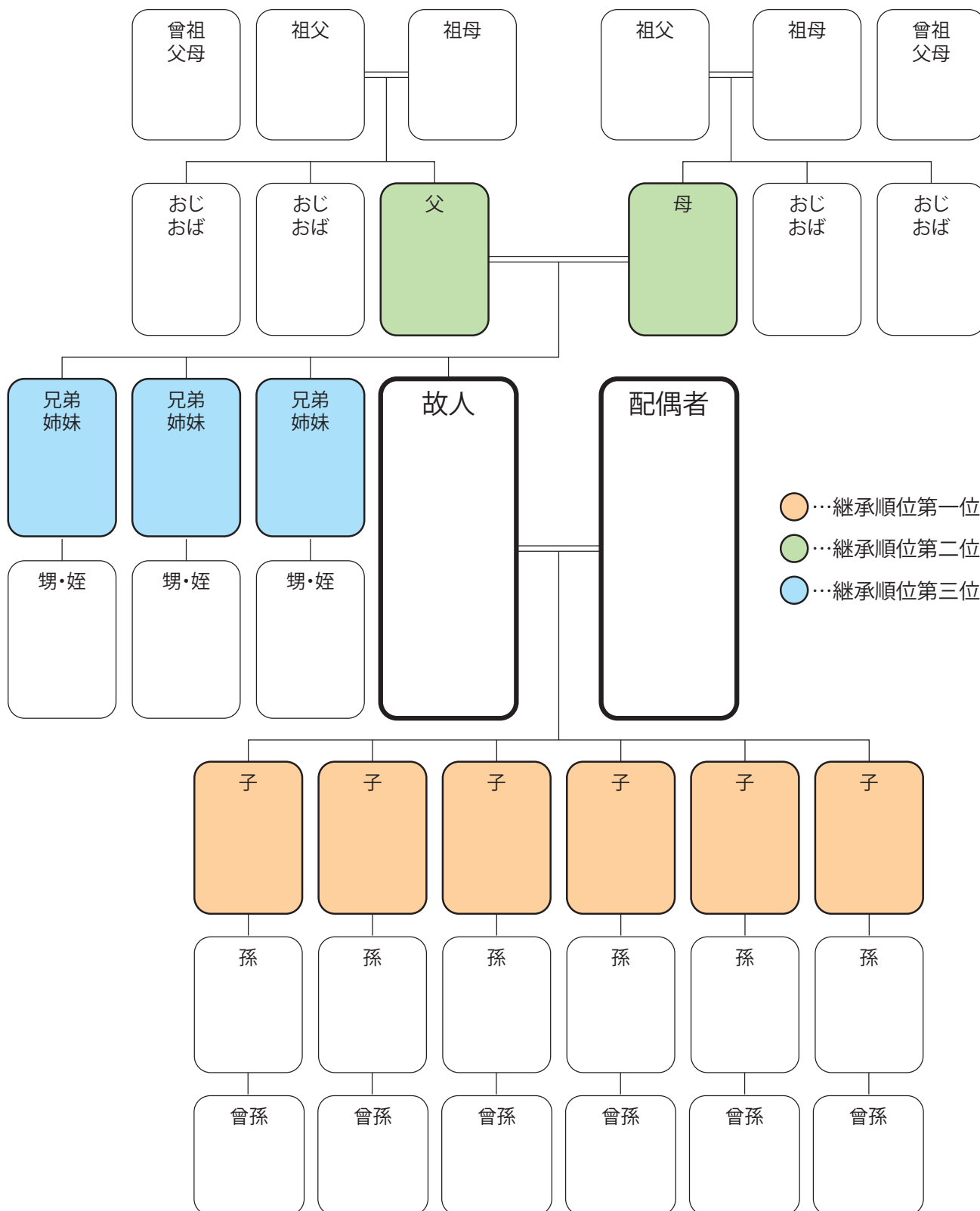
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

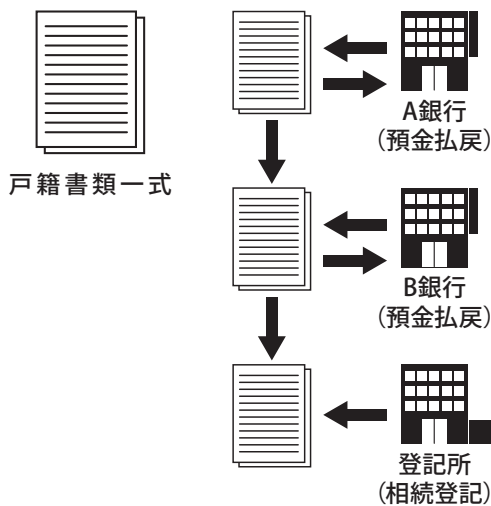
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

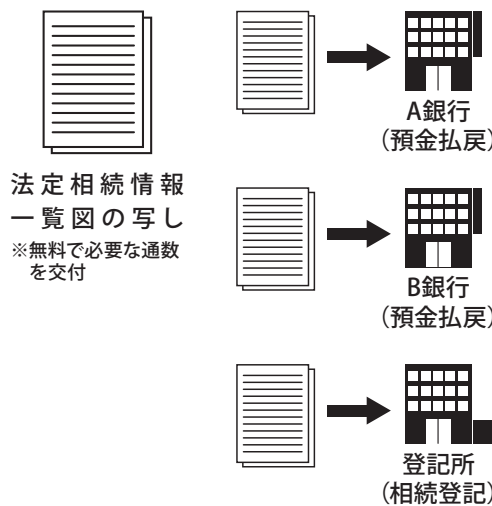
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)尾張旭市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

瀬戸市で創業65年 陶都自動車株式会社



大切なお車のご売却や
名義変更など車に関する
お悩みはお任せください!

- 無料出張査定&ご相談
- 買取・廃車承ります
- 名義変更などの手続
- 乗用車・貨物車共OK
- 迅速・誠実対応

陶都自動車株式会社 〒489-0809 愛知県瀬戸市共栄通4-43

TEL 0561-82-4133

営業時間: 8:30~17:30 (日・祝祭日除く)

名指第872号、愛第805号
古物商許可/第542530A20400号
使用済引取業者登録番号/第20231020185号
当社HP: <https://touto-motor.com/>
mail: contact@touto-motor.com



【成約特典】冊子ご持参の方に限り、買取金額に応じて最大3,000円分のQUOカードプレゼント!
※弊社規定の買取金額区分に応じて進呈額が異なります。有効期限: 令和9年7月末日まで

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

生前対策・相続手続・相続紛争処理

弁護士・税理士が相続手続全般をサポート

生前対策なら遺言作成・
民事信託・事業承継等
お力になります。

相続税申告・相続放棄・
遺産分割・遺留分・遺言
無効確認訴訟・使途
不明金返還訴訟、相続登記
申請等でお力になります。

家事事件・民事事件も代理することができますので
途切れることのないサポートが可能です!



生前にトラブルが
ないように何か対策を
しておきたいのですが...

相続人の間で、
トラブルがあり
困っているのですが...

資料請求はメール又はお電話で!

ご事情に応じた資料を無料で進呈いたします。

HPIはこちらから



中村総合法律事務所・中村弘人税理士事務所

弁護士・税理士 中村 弘人
名古屋市中区守山区中新7-5

TEL 052-799-8705

受付時間 / 9:30~17:00 愛知県弁護士会・名古屋税理士会所属
URL: <https://office-nakamura.org> MAIL: info@office-nakamura.org



本誌をご覧になって連絡いただいた方には、ご事情に応じた資料を無料で進呈いたします。

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円~

決まった金額だから安心！



0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

解体工事

不用品回収

遺品整理

土地活用相談

造成工事、駐車場設計・工事 など

ご遺族様の
お悩みご相談
ください



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

こんなお悩みはございませんか？



- 空き家の整理で出た、遺品や不用品を回収してほしい
- 相続したお家を解体して駐車場として使いたい
- 実家の一部をリフォームしたい など

皆様のご自宅でのお困りごと、お気軽にご相談ください。
三浦建設なら、解体→回収→工事まで**一括**で承ります！

訪問見積は無料です。



3K 解体

3K 回収

3K 工事



ホームページは
こちらから



三浦建設 有限会社 担当：加藤

☎ 0561-51-7808 ☎ 080-5168-4394

〒488-0815 愛知県尾張旭市西大道町六兵衛前 3935 番地

建設業許可：愛知県知事許可 第 62169 号 産業廃棄物収集運搬業許可：許可番号 第 02300221114 号 一般廃棄物：地域の許可業者と連携し一括対応

発行 尾張旭市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年5月

